

度が高く、したがって自律的経営が十分に達成しているとはいえない状況にあると考えられる。
 このような状況から、水道局は、AMS について、今後より一層の自律的経営を促進する施策が必要であると考えられる。

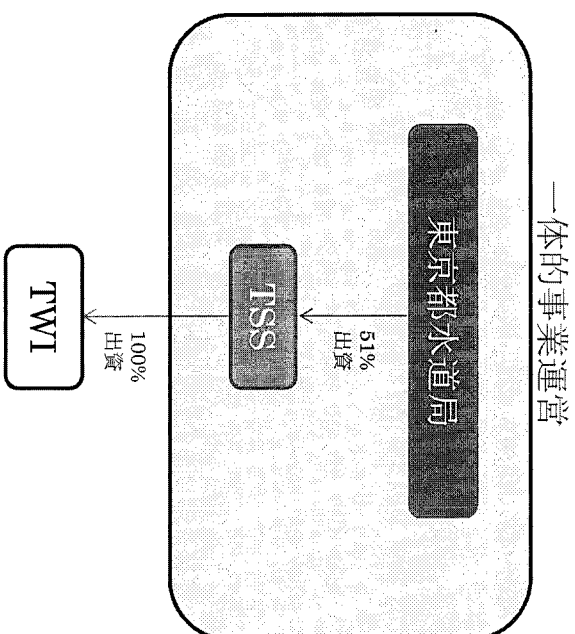
(iii) 東京水道インターナショナル株式会社について

水道局では、従来から各国の要請を受けて JICA 等を通じて海外からの研修生の受入れや職員の派遣等により、水道事業運営の技術、ノウハウを発信してきた。しかしながら、世界では水に関する様々な課題を抱え、およそ 7 億人に上る人々が安全な飲み水を得ることができない中、東京水道への高まる期待に応えるため、これまでの取組に加え、監理団体である TSS を活用した国際貢献を実施することとした。

具体的には、水道局が引き続き相手国や事業体へのアドバイザー等を行う一方で、TSS は民間企業等と連携して、無収水対策や施設の建設、管理等を行うこととしている。

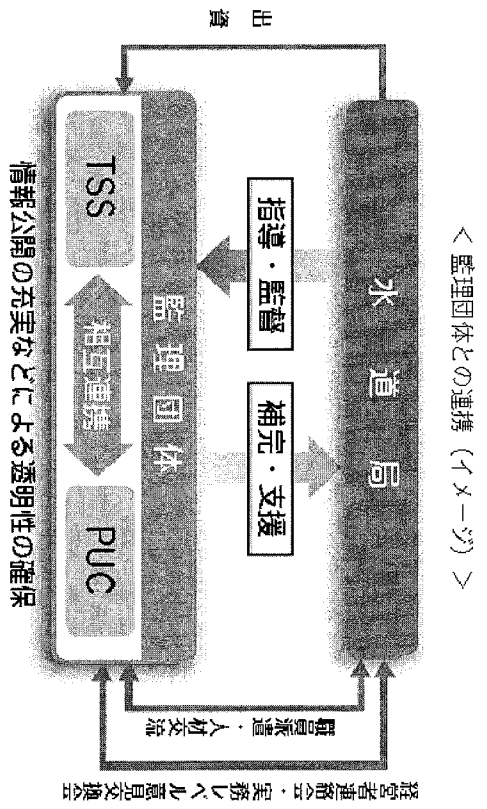
TSS には、本来、監理団体として水道局から受託した準コア業務を担うという重要な責務があることから、海外における事業展開に伴うカントリリースクや為替リスクが当該責務に悪影響を及ぼさぬよう、東京水道インターナショナル株式会社 (以下、「TWI」という。) を平成 24 年 4 月に 100%子会社として設立している。

図 2-06 TWI への出資関係 (平成 25 年度末現在)



水道局の説明によれば、TWI は、特にリースクの高い施設の建設、管理などの業務を行う際の受け皿として設立されたものであり、一体的事業運営の枠外であることから、財政的な支援やガバナンスを及ぼす考えはないとのことである。
 このような考え方に基づけば、TWI は監理団体の要件を充足しないことから、TWI が推し進める事業について、水道局からの直接的な指導管理は及ぼさないことになる。

図 2-07 水道局と監理団体の連携



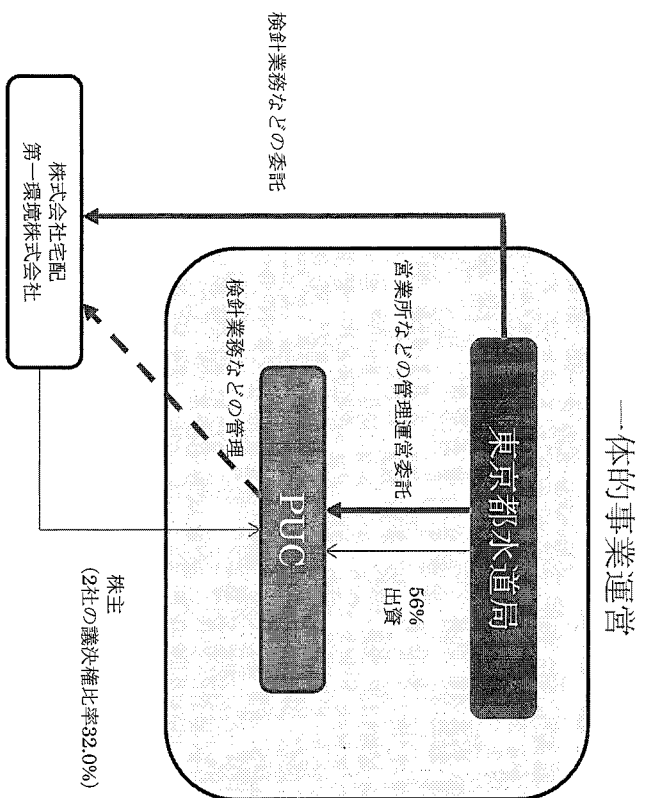
しかしながら、そもそも国際貢献事業は、水道局が積極的に推進する事業であることからすると、水道局、TSS 及び TWI の 3 つの団体が実質的に一体となって国際貢献事業を実施する場合はもちろん、実質的に一体となって国際貢献事業を実施しなかったとしても、外部の者から見れば、水道局の考えの下、一体となって実施している事業であると外観上捉えられるものと考えられる。

このような状況の下では、TWI が推し進める国際貢献事業についても、必要に応じた水道局の指導管理体制を構築し、国際貢献事業の推進を一体となって実施していくことが必要であると考えられる。

(iv) 水道局の委託先が PUC の株主であることについて

PUC の株主構成を見ると、「株式会社宅配」及び「第一環境株式会社」が含まれている。これらの会社 2 社を合計した議決権比率は 32.0% となるが、いずれの会社も水道局が発注する検針及び徴収整理業務の委託先でもある。これを視覚的に表したものが図 2-08 である。

図 2-08 水道局と PUC の関係 (平成 25 年度末現在)



平成 25 年度において、これらの会社 2 社に対する水道局の委託費用は合計 62 億 22 百万円であり、決して少なくはない。一方、PUC は水道局から営業所及びサービスマネーションの管理運営業務を受託している立場から、水道局の委託先であるこれらの会社 2 社を管理監督する立場にある。同時に、これらの会社 2 社はいずれも PUC の株主でもあり、その立場に疑問が生じ得ると考えられる。

この点、水道局の説明では、「PUC の株主として、過半数の議決権を有しているとともに、PUC の取締役も水道局関係者と PUC 社員で構成されている。これらの 2 社は、所有と経営の分離の原則から、PUC の経営には直接関与していない。また、PUC は監理団体として、事業報告書や財務諸表など本来株主でなければ閲覧できない様々な経営情報の開示を行っている。」としている。この説明から、PUC がその株主 2 社に対して、現時点では一定の公正性・中立性を確保していることは理解できる。しかしながら、PUC は準コア業務の担い手として水道局から営業所等管理運営業務を受託しており、その検針業務を受託している PUC の株主 2 社を管理監督する立場でもあることから、このような状態は、PUC がその株

主を監督するという、いわば自己監督の状態になっている。このような外観上の疑念を生じさせる以上、PUCが水道事業の準コア業務の担い手であることから、将来的に株主であり続けることは好ましい状態とはいえない。

(意見 1-3) 一体的事業運営の範囲について

水道局では水道事業の一体的事業運営の範囲を、水道局とその監理団体 2 社 (TSS 及び PUC) に限定して捉えており、監理団体でない AMS 及び TWI (TSS の 100%子会社) については財政的な支援やガバナンスを及ぼす必要はないと考えている。

しかしながら、AMS 及び TWI については、水道局との人事関係や財務面などから、水道局の方針の下で事業推進を行っているとして外観上捉えられる面がある。

一たび、コンプライアンス違反など社会的な事件がこれらの団体に生じた場合、都の水道事業は、国外を含む社会一般からその信用を失墜することとなる。

したがって、水道局は監理団体 2 社 (TSS 及び PUC) のみならず、AMS に対して一体的事業運営に準じてガバナンスを及ぼすとともに、TWI に対しても国際貢献事業の推進を一体となって実施していく団体としてガバナンスを及ぼすこととし、水道事業の適正な経営を図ることとされたい。

また、監理団体には水道局以外の株主など利害関係者も多く存在することから、短期的な事業運営の見直しは難しい面も存在すると思料するが、平成 18 年の一体的事業運営体制構築の基本方針から 10 年近くの期間が経過し、今後、少子高齢化による将来人口の減少などが予想されている中、水道事業運営を担うグループ全体の要員も限られてくることが予想されるため、監理団体を TSS・PUC の 2 社体制とする意義に疑問が生じる。

しかも、PUC においては、現時点では一定の公正性・中立性を確保していることは理解できるものの、準コア業務の担い手として水道局から営業所等管理運営業務を受託する一方、検針業務を受託している PUC の株主 2 社を管理監督する立場でもあり、いわば自己監督の状態になることも懸念される。

水道局は、水道事業の経済性・効率性・ガバナンスの観点や、コンプライアンス、倫理的な観点なども含め、法人の再編や出資関係など事業運営の在り方の見直しを再度検証することとされたい。

② 監理団体の交際費などの支出管理について

東京都水道局所管東京都監理団体指導監督要綱によれば、「局長は、監理団体に対し、事業及び収支等に係る調査を行い、又は報告を求めると、当該団体の業務運営の状況の把握に努めるものとする。」とされている。

監理団体 2 社の交際費支出の推移は、表 2-13 のとおりであり、2 社の交際費合計は 3 年平均で 11 百万円を超えていることが分かる。

表 2-13 監理団体 (TSS、PUC) の交際費支出の推移

監理団体名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	3 年平均
TSS	12,154	7,714	8,307	9,392
PUC	1,711	1,345	1,864	1,640
合計	13,865	9,059	10,171	11,032

(単位：千円)
(監理団体作成資料より監査人が作成)

一方、水道局の交際費支出の 3 年推移は、表 2-14 のとおりである。

表 2-14 水道局の交際費支出の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	3 年平均
水道局	40	14	22	25

(単位：千円)
(水道局作成資料より監査人が作成)

表 2-13 と表 2-14 を比較すると、監理団体 2 社の交際費合計 3 年平均 11 百万円は、水道局の交際費 3 年平均 25 千円に比べ、非常に多額であることが分かる。

水道局では、都が定めた「交際費の支出基準」に基づき、独自に「交際費の支出及び報告に関する要綱」を定めている。支出項目は「慶祝」「弔慰」「見舞い」「会費」「接遇」「謝礼等」「その他」の 7 項目に限定され、支出の内容及び金額は、この要綱及び別に定めた交際費支出基準によって厳格に規制されている。一方、株式会社形態の監理団体では、水道局の基準ではなく、それぞれの会社が機関決定した支出基準に従って運用されている。

監理団体 2 社について、平成 25 年度の交際費の支出内容を検討したところ、特に TSS において、海外の研修生との懇親会、委託先との業務意見交換会等の

実施に関する交際費支出が複数検出された。
 監理団体は、その大部分が水道局からの業務受託収益をもって運営されていることから、その原資は水道利用者からの料金収入であることに鑑みれば、水道利用者負担の軽減の観点からも、水道局は一体的事業運営体制の下、監理団体の交際費をはじめ、会議費など、各種支出の内容についても管理監督することが必要と考えられる。

(意見1-4) 監理団体の交際費などの支出管理について
 監理団体2社(TSS、PUC)の交際費合計は、非常に多額である。監理団体は、その大部分が水道局からの業務受託収益をもって賄われており、その原資は水道利用者からの料金収入であることに鑑み、水道利用者負担の軽減の観点からも、水道局は一体的事業運営体制の下、東京都水道局所管東京都監理団体指導監督要綱に基づき、監理団体の交際費など、支出の内容を適切に管理監督されたい。

③ 水道局における情報漏えい事件について

水道局の同一事業所に勤務していた3名の職員が、水道局発注に係る複数の設備工事の指名競争入札に関して、元職員及び工事業者にて最低制限価格に関する情報を漏えいするという事件が発生した。

事件の概要は、以下のとおりである。

- (i) 水道局の元職員Xは、平成25年2月中旬頃、水道局発注の配水設備関連工事の指名競争入札で、現職の担当係長Aから最低制限価格に関する情報を聞き出した上、同年3月、電気通信工事業者の代表取締役(当時)Yに最低制限価格に近い金額を教え、約9,608万8千円(最低制限価格との差2万2,200円)で落札させた。
 Aは、当時勤務していた水道局水運用センターの執務室内において、来訪したXから同工事外1件の入札に係る最低制限価格を聞かれ、覚えていた最低制限価格に近い金額を教示した。
 平成26年10月8日、Xは、公契約関係競争妨害等妨害の容疑で起訴され、Y及びAは、同罪により、それぞれ略式命令による罰金刑を受けた。
- (ii) 水道局の係長Bは、平成23年6月頃及び平成24年2月下旬頃から同年3月上旬頃までの間に、それぞれ1件の水道局発注の配水設備関連工事の指名競争入札に関し、水運用センターの執務室内において、来訪したXか

ら最低制限価格を聞かれ、いずれも最低制限価格に近い金額を教示した。
 平成26年11月7日、Bは、平成24年2月下旬頃から同年3月上旬頃までの間の1件の情報漏えいについて、地方公務員法(秘密を守る義務)違反の罪で、略式命令による罰金刑を受けた。

A及びBは、Xが、水道局在職時から、管理職を含む人事について大きな声で話していたなどの言動から、水道局の人事等に影響力を持っているかのように誤信し、Xに情報を漏らしてしまったものであり、金品等の見返りは一切受けていなかった。

- (iii) 水道局の主任Cは、平成23年11月中旬頃、水道局発注の情報通信設備関連工事の指名競争入札1件に関し、水運用センター庁舎内の業務従事者室に赴き、同室に常駐していたYに対し、最低制限価格が記載されている「最低制限価格算出書」を手渡した。
 平成26年11月7日、Cは、地方公務員法(秘密を守る義務)違反の罪で、略式命令による罰金刑を受けた。

- (iv) Xは、現役当時、水運用センターに通算27年間在籍していた。また、今回情報漏えいした3名の職員は、水道局の在籍が長く、水運用センターにも複数回配属されていた。

水道局では、平成24年9月に、飲食接待等を受けた職員が逮捕・起訴されており、汚職等防止策に局を挙げて取り組み都民の信頼回復に努めている中、続けざまに事件が発生していることになる。

今回の事件を契機に、都では、平成26年12月10日に、東京都汚職等防止委員会が「汚職等防止策検討結果報告書」を、また東京都水道局汚職等防止対策本部が「水道局汚職等防止策検討結果報告書」を公表している。
 これらによると、今回の事件の原因や背景は、以下のとおりである。

- (i) 最低制限価格は、契約担当部署が算定しているが、水道局においては、工事請負契約の設計・起工部署がシステムに積算額内訳を入力することにより、最低制限価格算出書が出力されるため、設計・起工部署が最低制限価格を閲覧することが可能であり、知事部局と異なる状況であった。
 最低制限価格を知る必要のない職員がそれを知ることができる仕組みになっていたことから、情報管理に関する制度及び運用が今回の事件の背景の一つとなったと考えられる。
- (ii) 今回の事件では、係長、主任といった中堅職員が、情報漏えいをしてはならないことを知っていたながら、情報教示の要求に応えてしまった。

最低制限価格が外部に漏らしてはならない情報であること、秘密を守る義務が課せられていることなどを、知識として保持しながら、部外者の要求に応じて秘密にすべき情報を漏らしてしまったことは、職員らの情報保持意識が弛緩していたことに原因があるといわざるを得ない。

(Ⅲ) 関係者以外の者が無断で立ち入ることを禁じている執務室内に X が立ち入る際、チェックに不備があった。また、情報漏えいのうち 1 件は、職員が、事業者が常駐する控室に自ら赴いて情報を教示したものである。これらのことから、顔見知りの者などであっても部外者の立入りを明確に規制・管理すべきであったにもかかわらず、これを徹底する環境が整備されていなかったこと、部外者に漏らしてはならない情報の取扱いが徹底されていないなど、職場における情報管理・チェック体制に隙があったといわざるを得ない。

職員 3 名は、水道局への配属期間が長く、水運用センターにも複数回配置されていた。また、X も、現職時には水運用センターに長期在籍し、顔見知りであった。

前述のとおり、今回の事件は、契約に係る制度の運用のほか、特に情報保持意識の弛緩、職場における情報管理・チェック体制の隙などが背景となって発生している。また、平成 24 年の汚職事件に続いての不祥事であることに鑑みると、問題の根本的な解決のためには、最低制限価格情報の管理徹底、汚職等非行防止研修の更なる充実、管理監督者や同僚と情報を共有する仕組みの構築、異動基準に基づく適正な人事管理、監理団体に対する汚職等非行防止の指導などについて、「水道局汚職等防止策検討結果報告書」に基づき確実に実施していく必要があると考えられる。

その中でも、特に人事異動の実態を調査し改善することが重要であると考えられる。水運用センターなど特殊な職場が局内に数少なく、通常の人事異動を実施しにくいという話も聞くところであるが、特定の者が特定の場所で同じ業務を行っているという話も聞かされており、内部けん制が働かず不正が起こりやすい環境になるばかりではなく、病気や退職等によりその者がいなくなった場合に業務に支障を来すという危険性も存在するからである。

また、今回の信用失墜を早期に回復するには、監理団体が締結する契約を含む全ての契約行為（指名競争入札・随意契約等）について、徹底的に総点検を実施し、あらゆる点で一切問題がなかったことを明らかにすることも重要であると考えられる。

(意見 1 - 5) 水道局における情報漏えい事件について

水道局の同一事業所に勤務していた 3 名の職員が、水道局発注に係る複数の設備工事の指名競争入札に関して、元職員及び工事業者に最低制限価格に関する情報を漏えいするという事件が発生した。水道局では今回のみならず、平成 24 年 9 月に、飲食接待等を受けた職員が逮捕・起訴されており、汚職等防止策に局を挙げて取り組み都民の信頼回復に努めている中、引き続きまた事件が発生していることになる。今回の事件は、契約に係る制度の運用のほか、特に情報保持意識の弛緩、職場における情報管理・チェック体制の隙などが背景となって発生している。平成 24 年の汚職事件に続いての不祥事であることに鑑みると、問題の根本的な解決のために、最低制限価格情報の管理徹底、汚職等非行防止研修の更なる充実、管理監督者や同僚と情報を共有する仕組みの構築、異動基準に基づく適正な人事管理、監理団体に対する汚職等非行防止の指導などについて、「水道局汚職等防止策検討結果報告書」に基づき確実に実施されたい。

その際には、特に、人事異動の実態調査を行い、業務が属人的にならぬようその改善を行うこと、また監理団体が締結する契約を含む全ての契約行為（指名競争入札・随意契約等）について、徹底的に総点検を実施し、あらゆる点で一切問題がなかったことを明らかにすることとされたい。

2. 区部と多摩地区の都営一元化について

(1) 都営一元化について

多摩地区の水道は、かつては各市町村が個別に経営していたため、区部・各市町村間の料金水準、水道普及状況等に格差があった。加えて、高度経済成長期以降の人口の急増及び都市化に伴う水道需要量の増加で、各市町村は深刻な水源不足となり、その是正について強い要望が出ていた。

そこで、都はこの要望を受け、昭和46年12月「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定し、多摩地区水道事業の都営一元化を順次進めてきた。この計画に基づき、各市町村からの都営一元化の申出に応じて、個別に協議を重ねた結果、昭和48年11月1日から現在までに、計画対象31市町のうち28市町の水道事業の都営一元化が実現した。(秋川市と五日市町とが平成7年9月1日付けで合併し、西東京市となったこと及び田無市と保谷市とが平成13年1月21日付けで合併し、西東京市となったことにより、平成25年度末現在で計画対象29市町、都営水道26市町となっている。)

なお、平成25年度末現在、計画対象市町のうち都営水道に一元化されていない市は、武蔵野市、昭島市及び羽村市の3市となっている。この3市は、平成12年に水道局が実施した水道事業の都営一元化に関する意向の再確認に対し、それぞれ「当面は市の事業として運営し、一元化については市が進めている主要な施設整備が完了する段階又は一元化に関する住民のコンセンサスが得られる段階で検討する。」という意向を示している。

都営一元化により、水源不足や料金格差といった課題は解決されてきたが、水道利用者に直接給水するために必要な業務の管理及び執行を、都から各市町に事務委託する制度が取られたため、市町域にとらわれない水道利用者へのサービスの提供や広域的かつ効率的な施設管理ができないなどの課題が残された。

(2) 事務委託の解消について

都営一元化された26市町のうち25市町の水道事業については、事務委託に関する規約に基づき都が各市町に水道料金の徴収や小規模施設の維持・管理、配水調整等、直接住民に関係する水道業務を委託し、各市町により運営されてきた。(奥多摩町については、平成22年4月に都営水道に統合したが、事務委託は行っていない。)

この事務委託制度では、各々の市町域ごとに事業が運営されるため、料金支払、届出、相談窓口などが水道利用者の居住地の市町に限定され、また、市町

域にとらわれない適正な配水区域の設定ができないなど、制度自体に起因する問題があり、広域水道としてのメリットを十分に発揮することが困難となっていた。

このため、都ではより一層の水道利用者へのサービスと給水安定性の向上、より効率的な事業運営を図るため、事務委託の解消を主たる内容とする多摩地区水道の経営改善を実施することとし、平成15年6月「多摩地区水道経営改善基本計画」を策定した。

この基本計画に基づき、関係市町と事務委託の解消について協議を進めた結果、平成16年4月1日から順次業務移行を進め、平成24年3月末には、25市町に委託していた全ての業務を都に移行し、事務委託を完全に解消した。

(3) 区部と多摩地区の都営一元化における今後の課題について

水道局は、長年にわたる事務委託を完全解消し、都営水道にふさわしい広域水道としてのメリットを更に発揮できるよう、平成25年5月に平成25年度から5年間を計画期間とする「多摩水道改革計画2013」を策定し、次の課題に積極的に取り組むこととしている。

「多摩水道改革計画2013」に記載されている課題は以下の3つである。

- ① 多摩地区水道施設の再構築に向けた課題
事務委託という制度的な背景により、市町域を越える管網整備が十分でなく、また、老朽化が進む小規模水道の集合体的な状況であるため、都営水道にふさわしい施設の再構築が必要である。
- ② 災害対応力の強化に向けた課題
東日本大震災及び震災に伴う計画停電の影響で多摩地区では、26万件を超える断水が発生した。加えて、首都直下地震等の切迫性が指摘されていることを踏まえると、災害対応力の強化が必要である。
- ③ 効率的運営と地域との連携強化に向けた課題
業務方法の見直しや設備仕様の統一化に取り組むとともに、事務委託の解消に伴い市町から水道局に移行した業務の多くを担う監視団体との更なる連携強化を図ることなどにより、効率的な業務運営を推進することが必要である。また、多摩地区の水道事業を円滑に遂行するためには、下水道事業や消防、道路・河川管理、災害対応等の行政を担う市町との連携・協力関係を

より強固にするなど、地域との更なる連携強化が不可欠である。

上記の課題は、多摩地区の水道利用者が区部と同水準のサービスを受けるために必要な課題であると考えられる。しかしながら、このたび策定した「多摩水道改革計画 2013」に掲げた課題に取り組みだけでなく、今後は区部と多摩地区一体として、より効率的な業務運営を行っていくために、以下で記載した項目を含め、都営水道にふさわしい水道の在り方について検討すべきである。

(4) 区部システムと多摩システムの併存について

水道局では、図 2-09 のとおり、水道料金の徴収等業務のため、①区部を対象とした水道料金ネットワークシステム（通称：SWAN）と②多摩地区を対象とした多摩水道料金ネットワークシステム（通称：TAMA）の 2 つのシステムが併存し稼働している。

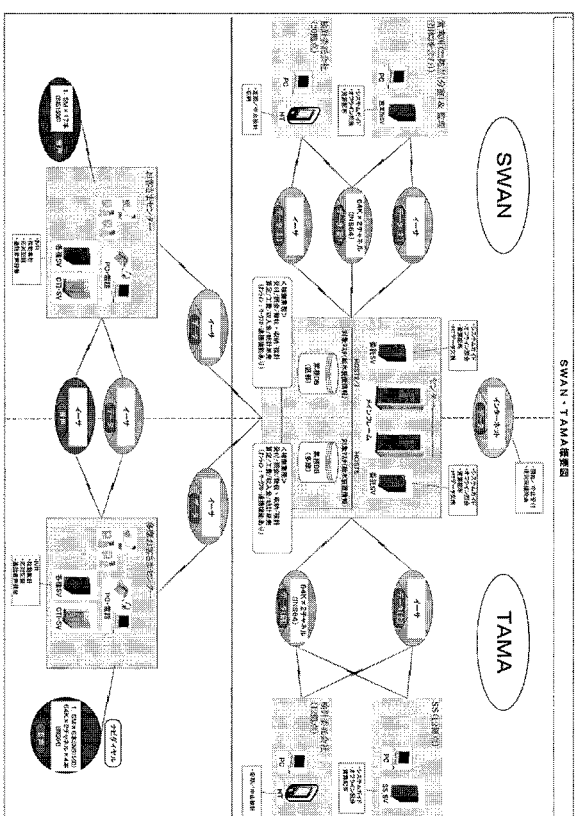
① SWAN

区部は、昭和 61 年 12 月に水道料金等徴収事務オンライン・システムを稼働した。その後、平成 14 年 1 月にお客さまのサービス向上（稼働時間延長、オンライン即時処理、照会可能データの拡大など）や業務処理の効率化（帳票入力システムの自動化）を図るため SWAN を開発し稼働した。

② TAMA

多摩地区は、昭和 61 年 10 月から、徴収関係業務についてバッチ処理を主体とするシステムを稼働した。その後、平成 17 年 1 月に区部と同レベルのお客さまサービスを実現し、かつ、効率的に開発するために、先行して稼働した SWAN を基本として TAMA を開発し稼働した。

図 2-09 SWAN と TAMA の概要図



(PICによるシステム説明資料より抜粋)

SWAN と TAMA という 2 つのシステムが併存するのは、(i) システムの開発・稼働の時期が異なることに加えて、(ii) 業務内容や業務スケジュールが異なっていること、(iii) 多摩地区では事務委託解消を見据え直営に順次切り替える独自の仕組みが必要であったこと、(iv) 事務委託解消後も各市町から下水道料金徴収事務を受託する必要があることに起因する。
なお、現在の業務内容の差異は表 2-15 のとおりである。

表2-15 区部と多摩地区の業務比較

業務等	区部	多摩地区
下水道料金表	1（下水道局からの受託）	26（各市町村からの受託）
雑用水	あり	なし
再生水	あり	なし
現地発行請求書	あり	なし
未納カード発行	月2回	月1回
初動催告	検針委託会社に委託	サービスマネーション業務として監理団体に委託
中止・停止分未納催告	清算料金管理室として監理団体に委託	サービスマネーション業務として監理団体に委託
検針サイクル	検針翌営業日に伝送	検針翌々営業日に伝送

（水道局作成資料より監査人が作成）

しかしながら、TAMA が稼働した当初の懸案事項であった多摩地区の事務委託の問題は、「多摩地区水道経営改善基本計画」に基づいて、平成 23 年度末に事務委託が全て解消された。

このように多摩地区の事務委託の問題が解消されたにもかかわらず、平成 25 年度末現在、2つのシステムが併存していることから、システム上の不効率や不経済さが生じていないか疑問が生じる。

そこで、この2つのシステムに関して、同一の案件のシステム変更作業を実施していないか確認したところ、表2-16に記載の案件が抽出された。これらの費用については、2つのシステムを統合することによって、一定の費用の二重負担が解消されるはずである。

表2-16 平成25年度の同一案件のシステム変更費用

案件	SWAN 金額	TAMA 金額
消費税法改正に伴うシステム変更作業委託	103,950	140,700
運付業務改善に伴うシステム変更作業委託	52,899	48,405
会員制 Web サイトの基盤構築に伴うシステム変更作業委託	47,460	3,465
選付事務室の開設に伴うシステム変更等作業委託	29,715	15,540
ウェブページシステムの電子申請機能導入に係るシステム変更作業等委託	24,885	6,615
口座名義カナ桁数の拡張に係るシステム変更作業委託	17,850	14,700
合計	276,759	229,425

（水道局作成資料より監査人が作成）

また、平成 23 年度から平成 25 年度について、2つのシステムの運用委託費用は表2-17のとおりであり、これらについても、システムを統合することで、コスト削減が期待できる。

表2-17 平成23年度から平成25年度のシステム運用委託費用

システム	平成23年度	平成24年度	平成25年度
SWAN	2,682,540	2,603,790	2,605,680
TAMA	1,370,376	1,369,620	1,414,350
合計	4,052,916	3,973,410	4,020,030

（水道局作成資料より監査人が作成）

さらに、2つのシステムを統合すれば、周辺機器類等に関する統一化も図られることになり、より一層の費用削減効果が考えられる。

（意見1-6）区部システムと多摩地区システムの併存について

水道料金の徴収業務等のシステムについては、区部と多摩地区で2つのシステムが併存し、平成25年度においては、同一案件のシステム変更が各システムに対して約2～3億円計上されている。また、運用費用についても、区部システムに約26億円、多摩地区システムに約14億円が計上されていることから、費用削減及び業務効率化に向けて、システム上課題となっている区部と多摩地区